

B2地区

(自治会名)
(通称名)

ポレスター川井町・川井町すみれ・新井村町
西井村町・南井村町・外五曲町・内五曲町
五月町・桜町・泉町・城南・城南団地・親水・沖川・丸の内・西林・黒田町
新町・新道・神野・白粉町・湊町・湊町ローレルコート・魚町・殿町・中町
本町・新座町・日野町・京町・平生町・五十鈴町・茶与町

令和6年度 ごみ収集カレンダー

松阪市本庁管内

●ごみは分別して収集日の当日午前8時までに出してください。
 ●ごみの収集に関すること 松阪市リサイクルセンター ☎53-4470
 ●資源物に関すること 松阪市リサイクルセンター ☎53-4417
 ●ごみの持ち込みに関すること 松阪市クリーンセンター ☎36-0975
 ●埋立物は必ず事前問合せください 松阪市一般廃棄物最終処分場 ☎28-7710

可燃 燃えるごみ
 不燃 燃えないごみ・危険ごみ
 プラ容 プラスチック容器・袋
 ビン 空ビン
 資源 新聞紙、雑誌・雑紙、ダンボール、古着類、牛乳パック、白色トレイ、ペットボトル、飲食用アルミ缶、蛍光管、充電式小型家電

※【祝日収集について】令和5年4月より月・水曜日に加え、燃えるごみに限り火・木・金曜日についても行っています（下記カレンダーをご確認ください）。
 ※ごみ・資源物を持ち込む施設の受付日時は収集の日程とは異なります。別紙「ごみの分け方・出し方」裏面の「ごみ・資源物を持ち込む施設案内」をご確認ください。

令和6年

4月

日	月	火	水	木	金	土
	1 プラ容	2 可燃	3	4	5 可燃	6
7	8 プラ容	9 可燃	10 不燃	11 資源	12 可燃	13
14	15 プラ容	16 可燃	17	18	19 可燃	20
21	22 プラ容	23 可燃	24 不燃	25 ビン	26 可燃	27
28	29	30 可燃				

5月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3 可燃	4
5	6	7 可燃	8 不燃	9 資源	10 可燃	11
12	13 プラ容	14 可燃	15	16	17 可燃	18
19	20 プラ容	21 可燃	22 不燃	23	24 可燃	25
26	27 プラ容	28 可燃	29	30 ビン	31 可燃	

6月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 プラ容	4 可燃	5 不燃	6	7 可燃	8
9	10 プラ容	11 可燃	12	13 資源	14 可燃	15
16	17 プラ容	18 可燃	19 不燃	20	21 可燃	22
23	24 プラ容	25 可燃	26	27 ビン	28 可燃	29
30						

7月

日	月	火	水	木	金	土
	1 プラ容	2 可燃	3 不燃	4	5 可燃	6
7	8 プラ容	9 可燃	10	11 資源	12 可燃	13
14	15	16 可燃	17 不燃	18	19 可燃	20
21	22 プラ容	23 可燃	24	25 ビン	26 可燃	27
28	29 プラ容	30 可燃	31 不燃			

8月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2 可燃	3
4	5 プラ容	6 可燃	7	8 資源	9 可燃	10
11	12	13 可燃	14 不燃	15	16 可燃	17
18	19 プラ容	20 可燃	21	22 ビン	23 可燃	24
25	26 プラ容	27 可燃	28 不燃	29	30 可燃	31

9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 プラ容	3 可燃	4	5	6 可燃	7
8	9 プラ容	10 可燃	11 不燃	12 資源	13 可燃	14
15	16	17 可燃	18	19	20 可燃	21
22	23	24 可燃	25 不燃	26 ビン	27 可燃	28
29	30 プラ容					

10月

日	月	火	水	木	金	土
		1 可燃	2	3	4 可燃	5
6	7 プラ容	8 可燃	9 不燃	10 資源	11 可燃	12
13	14	15 可燃	16	17	18 可燃	19
20	21 プラ容	22 可燃	23 不燃	24 ビン	25 可燃	26
27	28 プラ容	29 可燃	30	31		

11月

日	月	火	水	木	金	土
					1 可燃	2
3	4	5 可燃	6 不燃	7	8 可燃	9
10	11 プラ容	12 可燃	13	14 資源	15 可燃	16
17	18 プラ容	19 可燃	20 不燃	21	22 可燃	23
24	25 プラ容	26 可燃	27	28 ビン	29 可燃	30

12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 プラ容	3 可燃	4 不燃	5	6 可燃	7
8	9 プラ容	10 可燃	11	12 資源	13 可燃	14
15	16 プラ容	17 可燃	18 不燃	19	20 可燃	21
22	23 プラ容	24 可燃	25	26 ビン	27 可燃	28
29 可燃	30	31				

令和7年

1月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6 プラ容	7 可燃	8 不燃	9	10 可燃	11
12	13	14 可燃	15	16 資源	17 可燃	18
19	20 プラ容	21 可燃	22 不燃	23	24 可燃	25
26	27 プラ容	28 可燃	29	30 ビン	31 可燃	

2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 プラ容	4 可燃	5 不燃	6	7 可燃	8
9	10 プラ容	11 可燃	12	13 資源	14 可燃	15
16	17 プラ容	18 可燃	19 不燃	20	21 可燃	22
23	24	25 可燃	26	27 ビン	28 可燃	

3月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 プラ容	4 可燃	5 不燃	6	7 可燃	8
9	10 プラ容	11 可燃	12	13 資源	14 可燃	15
16	17 プラ容	18 可燃	19 不燃	20	21 可燃	22
23	24 プラ容	25 可燃	26	27 ビン	28 可燃	29
30	31 プラ容					

○事業にともなう一般廃棄物は、松阪市が許可している業者に依頼するか、または自己搬入してください。○産業廃棄物は、松阪市では受入・処理できません。令和6年3月発行